

○児童生徒の皆さんへ

しもかわちょう ほうしたいさくすいしんじょうれい せこう
下川町いじめ防止対策推進条例が4月から施行されます。

しもかわちょう ほうしとう たいさく おこな じどうせいと みな あんしん
下川町では、いじめの防止等の対策を行うことにより、児童生徒の皆さんが安心して
せいかつ すこ せいちょう かんきょう もくてき じょうれい つく
生活し、健やかに成長できる環境をつくることを目的として条例を作りました。

がっこう かてい ちいき かたがた きょうりょく まち すす
学校をはじめ、家庭や地域の方々がみんなで協力して、いじめのない町づくりを進め
ていきます。

○ いじめとは

いじめとは、いやがらせや仲間はずれ、たたいたり蹴ったりなどの暴力、パソコンや携帯
でんわ き つか わるくち こ おも くる かな
電話、ゲーム機などを使っての悪口など、その子がいやな思いをして苦しんだり、悲しん
だりしてしまうことです。

いじめは、がっこう じゅく なら ごと そと あそ とき すべ しかん
いじめは、学校だけでなく、塾や習い事、外で遊んだりしている時など、全ての時間が
あ
当てはまります。

○ いじめはダメ!!

あなたがほか ひと から されて いやだ かん じる ことは、ほか ひと おな じぶん
あなたが他の人からされていやだと感じることは、他の人も同じなのです。自分がされ
ていやだと感じることは、ぜったい き も つよ も
絶対にしない、させない気持ちを強く持ちましょう。

また、いじめを おもしろ かったり、もっと エスカレート する ように さわ た
また、いじめを面白がったり、もっとエスカレートするように騒ぎ立てたり、いじめが
おこな し み み
行われていることを知りながら、見て見ぬふりをすることもいけません。

いじめは、みな ひとり かんけい もんだい
いじめは、皆さん一人ひとりに関係のある問題です。

みな じしん ぜったい ゆる と く
皆さん自身が「いじめを絶対に許さない」、いじめを「しない」「させない」取り組みを
みんなで行うことが大切です。

○ いじめがないかしっかり調べます

学校は、いじめが起きないように、また、これからいじめになりそうな問題を解決するために、皆さんにアンケートを行います。

○ いじめられたと思いたくない・知られたくなくても相談しましょう

相談したいことがあれば、先生方に相談しましょう。相談したことによって、皆さんがいじめを受けたり、さらにいじめがひどくなったりすることはありません。

塾やスポーツ少年団の先生、地域の方々など、学校の先生以外の大人もいじめの防止に協力してくれます。

学校や家族の方に相談できないときは、皆さんの身近にいる大人に相談してみましょう。

いじめを受けて学校に行きたくない。友達に会いたくない。でも先生や家族には言えない。誰に相談していいかわからない。もしも、そんな苦しみを抱えていたり、友達が悩んでいたるときは、一人で悩まずに相談してください。

相談窓口	電話番号	相談時間
下川町教育委員会 教育課 総務グループ	4-2511	月～金 8:30～17:15
上川教育局	0166-46-5243	月～金 8:45～17:30
道立教育研究所	0120-3882-56	毎日24時間
教育相談電話(子ども専用フリーダイヤル)	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
教育相談電話(子ども専用フリーダイヤル)	0120-3882-86	月～金 10:00～17:00
道立特別支援教育センター 教育相談電話	011-612-5030	月～金 9:00～17:00

下川町教育委員会